

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十二号

#### 社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中読点として表記する「，」を「、」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和五年五月一日から施行する。